事業者排出量削減報告書

(宛 先)	京都府知事	 -					,	令和	6年	7月	31日
報告者の住所(法人		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 三菱UF J銀行									
東京都千代田区丸の		取締役頭	享一								
			<u> </u>		電	話番	号: 03-3	3240-	1111	<u>-</u>	
主たる業種		## ## ## ## ## ## ## #							2 1		
			•	第19₫	条第1項	<u> </u>	<u>.</u>		<u> </u>		<u>;</u>
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則							3 号			
7 7 1 2 1 2 1 3 1				■ 第12条第1項第2号又は第3号■ 第12条第1項第4号							
計 画 期 間	令和	から令和 8 年 3 月まで									
	対象施設の業務、ならびに下記事項を考慮してエネルギー管理方針を定め、これを文書化する。 ・業務性質、および規模に対して適切であること ・継続的改善、および職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること ・関連する法規制、および三菱UFJ銀行の環境方針に則していること エネルギー管理方針の対象施設内への周知は、エネルギー管理統括者の指示により行う。										
計画を推進するた めの体制	事務センター及び営業店を含めた全ての店舗で、省エネルギー対策を積極的に推進し、全店舗のエネルギー使用量のデータを集計して、そのデータを元に会社全体として省エネを進める。										
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年		第2年 (令和6年		第3年		増	減	率
	事業活動に伴う排出の量		1,038.1		<u> </u>	三 <u></u> 及) トン	(7) 作了	<u> </u>	-88.6		パーセント
	評価の対象となる排出の量		1, 038. 1			トン		トン	-88. 1	_	パーセント
	実績に対する自己評価	大規模事業所であ 可能 エネルギー由来の									
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度		F度	第2年	度	第3年	度	増		
	事務センター 事業活動に伴う排出の量 (主要機器消費電力量GWH)			1. 38	(147111 0 1	//	(13.114.1	1/2/	-89. 37	,	パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()										パーセント
	実績に対する自己評価	高効率設備を有す ギー由来のCO ₂ フリ	る関西ビジ	ネスセン	/ターにて主 ハるため	要機器 基進年	品の稼働量だ 度より大幅	が増えて に減少	だり、再 した。	生可能	ドエネル
		基準年度	第1年	F度	第2年	度	第3年	度			 考
重点的に実施する取組の実施状況		(令和4年度)			(令和6年	三度) パー	(令和 74	年度)	- VH		77
		31 セント	37	セント		セント		セント			
具体的な取組及び 措置の内容	令 和 5 年 度	照明、空調、熱源	各設備の適	正な運転	管理を行な	い、コ	ニネルギー値	世用の最	過化に努	める	
	令和6年度										
	令和7年度										
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し た措置	措置の内容	公共交通機関や自転車の活用による車両の削減を推進									
	上記の措置を実施した結果に対する自 己評価	上記措置を継続的に行なっており、取組は浸透している									
	区分	第1年度 (令和5年度		第2 ^年 (令和 6			第3年度 6和7年		備		考
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	森林の保全及び整備によるもの		トン	CITIO	トン		- 10 T/	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン		トン			トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン			トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン			トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの		トン		トン			トン			
	合 計	0.0	トン	0	.0 トン		0.0	トン			
	世界遺産『白神山地』周辺地域の育樹活動 世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』保全活動 世界遺産「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」周辺地域の環境保全活動										

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 - 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。